

◇ 売れ残り商品の廃棄

Q : 当社では長引く不況で、多くの売れ残り商品をかかえています。保管スペースもままならないのでこの際、廃棄を検討しています。当社は商品管理をパソコンでおこなっていますので、廃棄分の払い出し処理をすれば税務上の問題はないでしょうか。

A : 実際に廃棄したことを証明するための証拠資料を揃える必要があります。

【解説】

税務では、仕入商品のうち販売されていないものについては原則として、資産計上（在庫）しなければならないので、その期の経費に算入することは認められません。

したがって、売れ残りの商品や不要の資材を廃棄処分するときは、パソコンで商品管理するだけでは不十分であり、その事実を証明する書類を揃えておかなければなりません。

廃棄の事実を証明する書類とは次のようなものをいいます。

- ① 売れ残り・不良在庫の写真
- ② 廃棄業者の請求書
- ③ 廃棄処分をした理由説明書
- ④ 廃棄処分在庫の明細表
- ⑤ 在庫の仕入れ時期などがわかる書類

在庫の数量については税務調査でチェックされるケースも多くみられますので注意してください。

また、売れ残り商品を社内で使用する場合は、売上計上漏れとして指摘をうけないために、どのように社内で使用したかを、帳簿に明記するようにしてください。

